

静情審第19号-2

平成30年10月2日

静岡県知事 川勝平太 様

静岡県情報公開審査会

会長 牧田晃子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年5月18日付け建業第45号-2による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

自己所有の建物に係る市から提出された報告書等の非開示決定に対する審査請求
(諮問第216号)

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成29年7月14日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別記1の公文書開示請求を行い、同日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、平成29年7月28日、開示決定等の期間を延長する旨を審査請求人に通知した上で、延長後の開示決定の期間内である8月28日、別記2の文書（本件対象公文書）を特定し、その存否を明らかにすると条例第7条第2号、第3号及び第6号に規定する非開示情報を開示することになるとの理由で、条例第10条に該当するとしてその存否を明らかにしないこととする公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成29年11月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求を行い、同月29日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、条例第6条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月28日付け建業第108号-2により、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部を開示するよう求めるものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」と明記しており、本件建築物（飲食店店舗）に関する情報は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であり同号の適用範囲外である。

また、確認申請書等において、その用途が飲食店であることが記載されており、更に、他の用途に使用するための改装もしていない。

(2) 条例第7条第3号該当性について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第1条には、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」と規定されているが、本件建築物は、法に定める最低の基準に満たない設計・施工が行わ

れており、本件に係る特定行政庁（法第2条第35号に規定するもの。以下「本件特定行政庁」という。）から是正指導を受けている。

また、本件建築物は、本件特定行政庁の判断によれば、法第23条（防火構造）、建築基準法施行令第38条（基礎構造）等に違反する複数の工事が行われており、その用途が不特定多数の者が利用する飲食店であることを考えると、本件建築物の法令違反を知られない利益は「正当な利益」ではない。

さらに、実施機関の主張は、「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応とその公表のあり方について（技術的助言）」（平成18年5月11日付け国住指第541号。以下「本件技術的助言」という。）を踏まえたものと考えられるが、本件技術的助言「2. 公表について」では、「原則として事実関係を公表するものとする。」と記載されている。「公表することの公益性と風評被害など所有者の財産権の保護等を考慮する必要があること」も記載されているが、風評被害については、建物所有者である審査請求人は事実が公表されることを望んでおり、考慮する必要はない。公益性についても、今回の違反は防火構造等生命に直接関わる規定の違反であり、近隣の者にとって事実を知ることは利益となる。本件技術的助言の内容を読む限り、今回の件は公表が可能であるように思われるが、本件特定行政庁が公表しない理由が不明である。

事実を公表しない行政の対応は、違法行為を行った者を過度に保護するものであり、違法行為を行った者が同様の行為を繰り返すことを助長することにもつながりかねない。

(3) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、非開示理由として条例第7条第6号を挙げ「事業者等の指導や調査の進捗状況が明らかとなり、法令違反の正確な事実の把握を困難にする。」としているが、本件特定行政庁がとった対応は、「建物所有者から通報を受けたことによる建物への立入調査、関係者への報告聴取、建物所有者に是正計画書の提出を求める」といった一般的なもので、このような対応の経緯が明らかになったとしても、「法令違反の正確な事実の把握を困難にする」とまでいえるか疑問である。

また、行政機関が違反建築物を把握した場合の対応については、本件技術的助言や各行政機関の違反建築物処理要綱等で具体的な対応方法が公開されており、業者は、一般的な行政の対応方法については了知している。

今回、業者から提出されていると思われる法第12条第5項に基づく報告書は、必要があれば提出を求めることができるものである。この報告書が提出されていることが明らかになったとしても、今後の指導や調査の妨げになるとは考えられない。また、法第12条第5項の規定に基づく報告を求められた場合、この求めに対する報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、懲役又は罰金に処せられることが、法第99条第1項第5号により規定されている。本件技術的助言に基づく報告書には、本件

特定行政庁から建築主に通知された書類や法第12条第5項に基づく報告書が添付されていると思われるが、内容は通常想定される範囲内のものであり、これらを開示したとしても、指導の傾向や調査方法のノウハウが明らかになる等、著しい支障が生じるとは考えられない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が諮問書及び意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求時の開示請求人への聞取りにおいて、本件審査請求に係る開示請求が、本件建築物に法令違反があり、本件特定行政庁から、法令違反の当該建築物及び法令違反の当該建築物の建設に携わった事業者等に係る報告書等が実施機関に提出されていることを前提にしたものであることを確認した。
- (2) 開示請求に係る公文書は、次のA及びBの場合に存在すると考えられる。
 - A 特定の建築物又はその敷地に法令違反があり、特定行政庁が、建築主等へ法による是正命令をした際に、法に基づき、建設業法（昭和24年法律第100号。）の定めるところにより建設業者を指導監督する実施機関に対し通知する場合
 - B 特定行政庁が、法令違反を確認若しくはその可能性が高いと判断した際に、本件技術的助言を基に、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「士法」という。）の定めるところにより建築士及び建築士事務所を指導監督する実施機関に対し情報提供する場合ただし、Aの場合、法により、標識の設置や公報への掲載などによる公示がなされるところ、審査請求時点で本件建築物に係る公示がなされていないため、存在しないことは明らかであることから、Bを指していると判断し、本件対象公文書を特定した。
- (3) 仮に本件対象公文書が存在すると仮定して、本件対象公文書は士法の所管課においては、本件建築物について士法違反の有無を確認するために用いるのに対し、建設業法の所管課においては、法を含む他法令違反による刑事処分の確定が確認できた場合に、建設業法第28条及び第29条に基づく監督処分を行うための資料として用いるものである。

このことから、士法の所管課が業務の主たる担当となり、建設業法の所管課は従たる担当となることから、事務の適切な遂行上、主たる担当の判断を優先することとし、取扱いを同一とする。
- (4) 本件審査請求に係る開示請求は、本件特定行政庁から、特定の個人が所有する法令違反の特定の建築物及び法令違反の当該建築物の建設に携わった事業者等に係る報告書等が実施機関に提出されていることを前提としたものであるため、本件対象公文書の存否を明らかにすることは、特定の建築物及び当該建築物の建設に携わった事業者等が、本件特定行政庁に法令違反であると確認若しくはその可能性が高い

と判断されたかどうかが明らかになってしまう。

また、法により、特定行政庁は、建築物に関する書類である建築計画概要書等の閲覧請求があった場合、これを閲覧させなければならない。建築計画概要書等には、建築物の地名地番や規模、用途や配置図、建築主の氏名や住所、設計者及び工事監理者の氏名や建築士事務所所在地、工事施工者の氏名や営業所所在地等が記載されており、一般に誰でも閲覧することができる。

そのため、仮に本件対象公文書が存在すると仮定して、その存否情報を明らかにすることにより、特定の建築物及び当該建築物の建設に携わった事業者等が、本件特定行政庁に法令違反であると確認若しくはその可能性が高いと判断されたかどうか明らかになった際に、当該建築物の建築計画概要書等の情報と照合することにより、法令違反の特定の建築物の地名地番や規模、用途や配置図、建築主や当該建築物の建設に携わった特定の事業者等が公になってしまい、以下のアからウのとおり条例第7条第2号、同条第3号及び第6号の非開示情報を開示することと同様の結果を生じさせることとなるため、存否応答拒否としたものである。

ア 仮に本件対象公文書が存在すると仮定して、その存否を明らかにすると、特定の個人が所有する特定の建築物について、本件特定行政庁から、法令違反に係る報告書等が実施機関に提出されたという個人の情報が明らかとなる。また、本件対象公文書は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない。

イ 仮に本件対象公文書が存在すると仮定して、その存否を明らかにすると、特定の法人等又は事業を営む個人が所有する特定の建築物について、本件特定行政庁から、法令違反に係る報告書等が実施機関に提出されたという当該法人又は事業を営む個人の情報が明らかとなる。また、本件特定行政庁が法令違反を確認若しくはその可能性が高いと判断した、特定の建築物の建設に携わった事業者等の情報が明らかとなる。

そうすると、当該法人等又は事業を営む個人若しくは事業者等が法令違反を行ったか否かにかかわらず、法令違反を行った当該法人等又は事業を営む個人若しくは事業者等であるかのような印象を与えてしまい、風評被害が生じるなど、当該法人等又は事業を営む個人若しくは事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

ウ 仮に本件対象公文書が存在すると仮定して、その存否を明らかにすると、本件特定行政庁が法令違反を確認若しくはその可能性が高いと判断した、建築物を所有する特定の個人、法人等又は事業を営む個人若しくは特定の建築物の建設に携わった事業者等が、本件特定行政庁及び実施機関の指導や調査等の対象とされていることが明らかとなり、当該個人、法人等又は事業を営む個人若しくは事業者等に関係文書の破棄や偽造、法令違反の隠蔽のための談合など、対抗措置を取ら

れるおそれがある。

また、特定の建築物の利用状況や建築計画概要書等他の情報と照合することにより、本件特定行政庁及び実施機関の指導や調査等の方法や傾向、進捗状況が明らかとなり、他の建築物等の違法又は不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるなど、法令違反の正確な事実の把握を困難にし、今後の建築行政の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (5) 仮に本件対象公文書が存在するものと仮定しても次のとおり非開示情報に該当する。

ア 審査請求人は、本件建築物が飲食店店舗であることから、本件建築物に係る情報は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であり、条例第7条第2号の適用外であると主張する。

建築物は、前述の建築計画概要書に記載のある用途に供されているかどうかということまで確認できないことから、現に公となっている情報と照合しても、本件建築物に係る情報が「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するかどうか特定できない。

また、一般的に、法手続に当たっては、事業に関する情報以外にも個人の氏名や住所等を記載する場合があるため、本件対象公文書には、個人に関する情報が含まれることが想定される。

- イ 審査請求人は、本件建築物には法で定められた防火構造や基礎構造等に複数違反する工事が行われており、仮に違反事項が是正されない状況で火災等の災害が発生したとすれば、建物の利用者だけでなく隣家住民の生命、財産を害するおそれがあり、本件建築物での違法行為を知られない利益は「正当な利益ではない」と主張する。

確かに、条例第7条第3号ただし書において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが認められる情報は、非開示情報に該当しないこととされているが、当該規定を適用するには、その情報を開示することによって事業者等の被る不利益を考慮してもなお、人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実に発生、又は発生する高い蓋然性が求められる。一方、本件技術的助言では、特定行政庁は、違法行為を把握、確認した場合は、違反の態様に応じ、周囲の安全の確保等公表することの公益性と、いわゆる風評被害など所有者の財産権の保護等を比較考量した上で、原則として事実関係を公表するものとされていることなどから、本件対象公文書として想定される建築物に関する情報は、少なくとも、公表されていなければ、一般的に、そのような危害又は支障が現実に発生、または発生する高い蓋然性はないと考えられる。

なお、本件対象公文書が存在するものと仮定した場合、審査請求時点で本件建築物に係る法令違反に関する公表等はないことから、その情報を開示することに

よって事業者等の被る不利益を考慮してもなお、人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実に発生又は発生する高い蓋然性があるとはいえない。

ウ 審査請求人は、本件特定行政庁が「建物所有者から通報を受けたことによる建物への立入調査、法第12条第5項に基づく報告書の提出の求め、建築所有者に是正計画書の提出の求め」等の一般的な対応の経緯、進捗状況が明らかになったとしても、このことが「法令違反の事実の把握を困難にする」とまでいえるか疑問であると主張する。

条例第7条第6号の該当性は(3)ウと同様であるが、更に付け加えると、実施機関においては、具体的な法及び士法に関する指導や調査等の方法や傾向等を公開しておらず、また、一般的な法や士法に関する指導及び調査では、当該資料や情報等が開示されない前提で、指導及び調査に応じ、必要となる資料や情報等を示すため、当該資料や情報等が開示される前提となれば、資料や情報等が公となることをおそれ、特定行政庁及び実施機関へ十分な資料や情報等を示さなくなるなどが想定されるなど、法令違反に関する正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件処分について

本件開示請求は、別記1（本件請求文書）の開示を求めるものである。

実施機関は、開示請求時の審査請求人への聞取り結果も踏まえ、本件技術的助言に基づき、本件建築物に違反が認められる場合に本件特定行政庁から実施機関に対して提出されることとなる情報提供に係る文書（本件対象公文書）の開示を求めていると解した上で、本件対象公文書の存否を答えることは、条例第7条第2号、第3号及び第6号に規定する非開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定によりその存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したものである。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、本件処分を行った理由について以下のとおり説明する。

(7) 審査請求人に対して開示請求時に確認したところ、本件開示請求は、本件建築物について法令違反があり、本件特定行政庁から法令違反の当該建築物及び法令違反の当該建築物の建設に携わった建築士や建設業者（以下「建設業者等」という。）について実施機関に報告を行っていることを前提としたものであった。本件建築物については、実施されればその旨公表されることとなる是正命令が行われていないことから、本件技術的助言に基づき、本件建築物に違反が

認められる場合に特定行政庁から都道府県知事に対して提出されることとなる情報提供に係る文書を特定した。

したがって、本件開示請求の対象となる文書の存否を答えることは、審査請求人所有の本件建築物が違反建築物であるという事実の有無、違反建築物であるとする本件建築物の建築に特定の建築士や建設業者が携わった事実の有無、本件建築物に関して実施機関が調査を開始した事実の有無を明らかにすることになる。

- (イ) 本件特定行政庁に確認したところ、本件技術的助言に基づき、本件特定行政庁から実施機関に違反事実の報告を行ったかどうかという情報については、公にしておらず、公にする予定もないとのことである。また、本件技術的助言では、特定行政庁は違法行為を把握、確認した場合は、違反の態様に応じ、公表の公益性と所有者の財産権の保護等を比較考量した上で公表することとしている。本件建築物に違反事実が存在すると仮定しても、本件特定行政庁において公表の事実はなく、公表の予定もないとのことである。そうすると、当該情報は条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書きイ及びウに該当する事実も認められない。
 - (ロ) 建設業者等が公になれば、建設業者等が法令違反行為を行ったか否かにかかわらず、法令違反を行ったかのような印象を与えてしまい、風評被害が生じるなど、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当すると認められる。
 - (ハ) 本件に係る関係者が本件特定行政庁及び実施機関の指導や調査等の対象となっていることが明らかとなると、本件建築物の利用状況や建築計画概要書等、他の情報と照合することにより、本件特定行政庁及び実施機関の指導や調査等の方法や傾向、進捗状況が明らかとなり、他の建築物等の違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるといった法令違反の正確な事実の把握を困難にし、今後の建築行政に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当すると認められる。
 - (ニ) したがって、本件対象公文書の存否を答えることは、条例第7条第2号、第3号及び第6号の非開示情報を開示することとなるので、条例第10条の規定により存否応答拒否としたものである。
- イ 実施機関の上記アの説明を踏まえ検討する。

本件開示請求は、別記1（本件請求文書）の開示を求めるものであるところ、本件対象公文書について、本件建築物については実施されればその旨公表されることとなる是正命令が行われていないことから、本件技術的助言に基づき本件建築物に違反が認められる場合に、本件特定行政庁から実施機関に対して提出されることとなる情報提供に係る文書を特定したとする上記実施機関の説明

に不自然、不合理な点は認められない。

そうすると、本件対象公文書の存否を明らかにすることは、審査請求人所有の本件建築物が違反建築物である又はその可能性が高いと判断されたかどうか（以下「本件存否情報」という。）等を明らかにすることになると認められる。

次に、本件存否情報を明らかにすることにより非開示情報を開示することになるか検討するに、本件開示請求においては地番が特定されていることから、登記簿や建築計画概要書等、公開されている情報により本件建築物の所有者の氏名が明らかとなり、条例第7条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

実施機関の上記説明によると、本件存否情報は、法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報に該当するとは認められず、条例第7条第2号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められないことから、公にすることにより、条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することになると認められる。

この点、審査請求人は、本件建築物の用途は飲食店であるから、審査請求人所有の本件建築物に係る情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報である旨主張している。個人が建築物を所有するという情報は、その建築物が事業用であったとしても、通常は個人に関する情報と解されるが、審査請求人の主張に鑑み、念のため、本件存否情報の条例第7条第3号の該当性について検討する。

審査請求人が建築物を所有することについて、事業用の店舗が違反建築物である又はその可能性が高いという情報は、一般的に事業主にとって不利益な情報であるといえる上、上記実施機関の説明によると、本件建築物の違反事実は公表されていないとのことであるから、本件存否情報は、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号に該当すると認められる。

したがって、本件対象公文書の存否を答えることは、条例第7条第2号及び第3号の非開示情報を開示することとなるため、条例第7条第6号の該当性について判断するまでもなく、条例第10条により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した本件処分は妥当であったと認められる。

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記3のとおりである。

別記1 開示請求の内容（本件請求文書）

平成29年に本件特定行政庁から静岡県に提出された、特定地番所在の請求者所有の建物に係る報告書及び同報告書添付の書類・図面・写真一式（本件特定行政庁から提供された書類の全て）

別記2 実施機関が特定した文書（本件対象公文書）

本件技術的助言に基づき、特定地番所在の審査請求人所有の建物に違反が認められる場合に本件特定行政庁から実施機関に対して提出されることとなる情報提供に係る報告書等

別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
平成30年 5月18日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成30年 6月13日	審査請求人から意見書を受け付けた。	
平成30年 6月26日	審議	第321回
平成30年 7月23日	審議	第322回
平成30年 8月28日	審議	第323回
平成30年 9月25日	審議、（答申）	第324回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 子	静岡大学教育学部 教授	第321回、第322回、 第323回、第324回
大 原 和 彦	弁護士	第321回、第322回、 第323回、第324回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第321回、第323回、 第324回
牧 田 晃 子	弁護士	第321回、第322回、 第323回、第324回
望 月 律 子	常葉大学健康科学部看護学科 特任教授	第321回、第322回、 第323回、第324回
森 俊 太	静岡文化芸術大学文化政策学部 学部長	第322回、第324回